

広島県告示第645号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和5年4月20日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県廿日市市桜尾一丁目12番1号 株式会社サクラオブルワリーアンドディステイラリー 代表取締役社長 白井 浩一郎
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県廿日市市桜尾一丁目12番1号 株式会社サクラオブルワリーアンドディステイラリー

2 申請の内容

10-ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設2基を廃止し、10-ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設1基を設置する。また、排水処理施設1基の汚水等の汚染状態を変更する。さらに、排水口1基の排出水の汚染状態を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 10-ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設2基 廃止

(その2) 新設

種	類	10-ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設（ロータリーリンサ〔2〕）
能	力	洗壘能力 3,000本/hr
工	工事着手予定年月日	許可後直ちに

期等	工事完成予定年月日		着工後2週間		
	使用開始予定年月日		完成後直ちに		
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		9時～17時, 7時間/日 (季節的変動なし)		
	項 目		通常	最大	
	排出される汚水等	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		7～8	7～8
		(単位: mg/L)	化学的酸素要求量	1	1
			浮遊物質	0	0
			窒素含有量	0	0
			燐含有量	0	0
大腸菌群数 (単位: 個/m ³)		0	0		
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		6.3	6.3		

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 変更

		変更前				変更後					
工期等	工事着手予定年月日	—				許可後直ちに					
	工事完成予定年月日	—				着工後2週間					
	使用開始予定年月日	—				完成後直ちに					
使用の方法	汚水等の処理	項 目	処理前		処理後		処理前		処理後		
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
		化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	361.2	548.6	35	70	377.6	572.9	35	70

法	後染 の 状 況	窒素含有量	32.2	64.6	10	20	34.1	68.4	10	20
		燐含有量	5.1	28.4	3.5	10	5.3	30	3.5	10
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)		357.3	868.4	354.3	865.4	337.6	832.7	334.6	829.7

(3) 排出水の汚染状態

(その1) 変更

排水口名	項 目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
処理水ピット	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	354.3	865.4	334.6	829.7

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和5年4月20日から令和5年5月11日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに廿日市市生活環境課